

### ③ 豊かな水辺づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 水質、水量、人と水とのふれあいの場、水生生物の生育・生息環境などを視野に入れ、地域の特性を活かした健全な水循環の回復等による豊かな水辺の地域づくりの推進
- ・ 美しく、健全な水環境をとりもどし、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 水辺の遊び、生き物とのふれあい、そして流れる水やわき水を直接暮らしに活用する生活様式の再生
- ・ 子供たちが遊べる水辺、様々な水生生物とふれあえる水辺づくり
- ・ 都市内河川の水質改善対策の推進
- ・ 統合的流域管理が必要
- ・ 失われてきた河川の氾濫原について、流域の視点も踏まえ、自然の復元力を活かし、湿地の再生等により、水辺の環境を再生
- ・ 湖沼における湖辺の植生、水生生物の保全等湖辺環境の保全（水辺エコトーンの再生）
- ・ 湖沼、内湾等の閉鎖性水域における水環境の総合的な保全・再生に向けた取組の推進
- ・ 藻場、干潟等の保全・再生・創出など、人が適度な働きかけを継続することによって多様な魚介類等の自然の恵み豊かな「里海」を復活
- ・ 藻場・干潟・サンゴ礁など浅海域をラムサール条約の指定等を行うなどして総合的に保全・再生
- ・ 河川・海岸におけるゴミ対策や清掃等について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら推進
- ・ 漂流・漂着ゴミ等の海洋汚染への対応
- ・ 海洋中の二酸化炭素のモニタリングや、衛星画像の活用の可能性等海洋環境モニタリングの多様化を含む、海洋汚染への対応
- ・ 地球温暖化による水温の上昇、海平面の上昇、土壤中水分の減少と水環境への影響の定量化と適応の検討

## ④ 緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林づくり

### <基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 国土の3分の2を占める森林は、国土保全や水源かん養、地球温暖化防止等の役割とともに、自然環境の重要な要素であり、幅広い国民の参画や取組を通じてより適切な整備・保全を図ることは、「持続可能な社会」を構築する上でも重要な取組。
- ・ 古来より我が国には森林の恵みを利用し森林を適切に保全する「木の文化」が存在。間伐材等の木材利用を推進することは、適切な森林整備につながるとともに、炭素のストック効果、エネルギー利用を通じた化石燃料の代替効果等の面でも非常に有効な取組。
- ・ 適切な森林の整備・保全の担い手の確保や山村等の地域づくりを進めることが重要。
- ・ 森林は、京都議定書の6%削減約束の達成や生物多様性の保全の上でも大きな柱。

### <具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 間伐や100年先を見通した多様な森林づくりを進めることとし、政府一体となって幅広い国民の理解と協力の下、①木材利用を通じた適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、②森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、③都市住民・企業等森林づくりへの幅広い参画を総合的に進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開
- ・ 林業の再生を図るとともに、森林等の地域資源を活用したニュービジネスの創造など、自然と共生した豊かな地域づくりに向けた総合的な取組を展開。
- ・ 森林を活用した教育活動や森林整備等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図るとともに、企業やNPO、都市住民等によるボランタリーな森林づくりを推進。
- ・ 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化
- ・ 身近な空間に積極的に木材を利用する「木づかい運動」を展開。
- ・ 建築物の木造化を促進する法規制の改正及びインセンティブの整備。学校を始め、福祉施設、役場庁舎、集会施設などの公共施設に国産木材を活用することを推進
- ・ 国産材を利用することは、林業・木材産業の再生、森林整備の促進、循環型社会の形成につながるものであることから、積極的に推進
- ・ さらに、木材などに関してできるだけ地場産材を地域内で利用することにも配慮
- ・ 地球温暖化による森林への影響について調査

## (7) 環境を感じ、考え、行動する人づくり

### ① 環境教育・環境学習の機会の多様化

#### <基本的な考え方に関する主な意見>

- あらゆる機会における環境教育・環境学習等を通じて、環境を感じ、考え、行動する人づくりを強力に展開。
- 環境保全に向けたマナーを市民の教養として身につけていく、環境教育が重要
- 環境教育については、いろいろな現場を体験し、知ることが極めて重要
- 発達段階と社会に応じた環境教育と担い手、場所、機会の担保。都市しか知らない子どもの自然感の歪みのは正
- 低炭素社会づくりに向けた住環境や省エネルギーに係る環境教育が重要
- 環境教育は、持続可能な未来を切り拓く持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）に発展していくべきもので、関係省庁の連携強化など政府上げての取組を通じて、着実な実施に向け引き続き先駆的に取り組むべき。
- 環境教育のさらなる充実と持続可能な社会を担う環境人材の育成
- 人づくりと地域づくりを一体的に進めることで、一人ひとりの行動を環境に配慮したものに変えるとともに、家族の絆や他人への思いやりも取り戻すことが重要

#### <具体的な取組に関する意見、提案等>

- 「五感で感じる」原体験としての自然体験、農村体験等の推進
- 「子どもの水辺」再発見プロジェクトによる環境学習等様々な自然体験メニューの提供
- 自然のすばらしさや環境保全の重要性を謳った日本ならではの暮らし言葉（「もったいない」等）や古典の名文等を活用した環境教育の推進
- 地元学を通じた伝統的な環境保全型の暮らしの知恵を発掘し、普及していくことが有効
- 教育基本法に教育の目標として環境保全に関する規定が置かれたことを踏まえた政府全体としての取組の推進
- 学校における環境教育・学習の充実とともに、自然史系博物館や動物園、水族館、公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学校、家庭及び地域社会（企業を含む）における環境教育・学習の機会の多様化の取組の推進を関係府省間の連携強化を図りつつ実施
- 学校教育及び社会教育において環境教育を主流化し、体験学習のみならず環境倫理、環境情報に関する教育等を促進。学習指導要領には社会、理科、家庭科等に環境教育の内容が位置づけられており、学校において更に推進していくことが必要。
- 生涯学習としての環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携を進めための施策の府省連携での立ち上げ

- ・どこでも、誰でも、いつでも楽しく学べる環境教育の実践の展開。
- ・地域での学校のエコ改修をすべての学校に対して標準的に実施可能にする。
- ・民間・企業による環境教育プログラムやフィールドの認証事業の推進
- ・環境教育に取り組む企業への支援や家庭での環境教育の実施につながる取組
- ・環境教育施設への税制上の優遇措置
- ・学校のエコ改修の実践を通じて、住宅の断熱・気密・日射遮蔽などによるエネルギー消費の削減という環境教育が非常に重要であることを伝えていくこと
- ・すべての関係省庁が参加し、内閣総理大臣を推進本部長とした「ESD 推進本部」を設置、省庁横断的な施策作り、共同プロジェクトの実施及び評価を行える体制づくり。
- ・関係省横断の施策として、多様なテーマつなぐ E S D（持続可能な開発のための教育）コーディネーターを全国に配置
- ・国内のユネスコ活動関係機関等と協力し、より一層の ESD の普及と推進を図る。
- ・地方公共団体職員への環境教育と自治体の率先実行
- ・環境問題は自然だけでなく、政治・経済・社会の全てにわたる問題であることを、児童生徒の発達の段階に応じて、さらに、大学生や社会人等に対し、それぞれ適切に教えること
- ・中学生、高校生や大学生が人と環境の共生の歴史について地域全体で学び、将来の地域の青写真を描き、行政に提案・実現できるような地域づくりの仕組みが必要
- ・高等教育段階における環境人材の育成。大学の教養教育としても環境教育を受ける機会の確保が重要
- ・持続可能なアジアに向けた環境人材を育成するための大学生への環境教育機会の充実と環境に取り組む大学生の交流促進
- ・持続可能な社会づくりの担い手をアジア的スケールで育成するプログラムを構築し、日本がそのための資金（SD ファンド）の多くを拠出。
- ・田んぼなどアジアに共通するものを生かした環境教育の場作り、アジアで環境教育を行っている企業への支援。
- ・高齢化社会を見据え、地域の福祉センターや高齢者施設などを中心とした取組の展開

## ② 国民による取組の展開

### <基本的な考え方に関する主な意見>

- ・一人一人が遠い未来の話ではなく、「すぐそこにある危機」として環境の問題を認識し、共感できるような形で、日常生活でできることから環境保全の取組を始めて、環境立国実現に結びつくような国民運動を展開。
- ・我が国では、環境に対する危機意識が欠けている。将来にわたる環境危機を知り、その防止のために何をすべきかが分かり、自ら行動するということが重要
- ・問題解決の行動のためにも、環境に関する様々な情報の共有化が国内でも国外でも重要
- ・持続可能な地域作りのためには、市民、行政、企業等関係主体の協働が重要であり日本モデルとして打ち出していくべき。
- ・NGO・NPO をはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要。

### <具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・地球環境危機の情報共有を通じた具体的な行動の推進
- ・国民のライフスタイルを変えるような、わかりやすい情報の発信の工夫（学校、T V、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用）。
- ・環境との共生を実現するための新しいライフスタイルなどのモデルとなるための枠組みづくり、仕組みづくり
- ・環境NPO、労働組合、女性、高齢者、消費者、教育関係等様々な団体が参加する国民運動の展開
- ・担い手としてN P Oや女性の位置づけ。
- ・今後数年間に大量に退職する環境分野の人材の活用（団塊の世代の活用）
- ・市民参加による生物分布変動調査の全国展開
- ・中央環境審議会等の政策審議の場に、女性や若者の参加を確保
- ・各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」の設立。
- ・国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合し、国内モデル構築プログラムとする。地域単位で取り組まれている経験の交流会を組織し、持続可能な地域社会作りのムーブメントを起こすための支援システムの具体化
- ・多様な主体の参加による「持続可能な日本」のビジョンを描く政策対話を、地方環境パートナーシップオフィスを拠点として全国各地で促進
- ・環境情報へのアクセスを確保し、あらゆる主体の参画と協働を推進
- ・地域における各主体の協働・有機的な連携を促すツール、コーディネーターの養成、活動モデルの開発・実証。
- ・行政の事業の入札方式の中に NPO の企画の質や実施能力を正当に評価するための手法の検討
- ・行政と民間団体による協働事業を進めていくための新しい契約方式の検討